

「中小企業等協同組合法施行令等の一部を 改正する政令」公布される

- 経済産業省 -

経済産業省は1月12日、「中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令」を公布した。これは、昨年「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」成立に伴い、特定共済組合に該当する事業協同組合の組合員の総数に関する基準を定めること等を内容とする中小企業等協同組合法施行令等の改正を行うもので、施行は4月1日となっている。政令の概要は次のとおり。

政 令 概 要

- ・改正組合法第9条の2第7項に規定する「特定共済組合」に該当する組合員総数が1,000人を超える組合とする
- ・共済事業を行う組合のうち、会計監査人の監査を要するもの
貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円を超える組合とする
- ・組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合
事業年度の開始時における組合員の総数が1,000人を超える組合とする
- ・その他、技術的読替え等、所要の規定を整備とする

「中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令」【要綱・政令・新旧・参照条文】は経済産業省のホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/20070109002/kumiaihou5ten.pdf> をご覧下さい。

お知らせ 本誌2月15日号において、「改正組合法等の施行に際しての当面の留意点」を掲載します。